

目黒栄樹市長 新たに9万平米を買うというのは、私は現実的ではないと申し上げましたが、ここはやっぱり身の丈に合ったと、現在ある6万平米でどういうことをした方がいいのかということを考えるべきだと。そういった意味で、検討委員会の人選等ももう一度、今の時代に合った皆さんでお願いできればなというふうに思っているところです。

鈴木良雄議長 12番、小関勝助議員。

12番 小関勝助議員 最後に、ぜひ市長の任期中说った失礼なんです、早目に、市長が考えているような、屋外スポーツ施設だと言っておられますので、何とかめどをつけていただきたいなと、こんなお願いもしたいわけです。

当然、水路を早く移転していただけるわけですから、その後の整備も、やはりあの広い土地もったいないわけですから、あれを整備しなければ当面サッカーとか野球とかいろいろな設備できるわけですから、その辺の考えおありでしたら教えていただきながら、これで質問を終わりたいと思います。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 任期いっぱい全力で取り組ませていただきたいと思います。私自身は、何ていうんですか、テント型のドームみたいなものが欲しいなという、冬の間やっぱり運動できるような、土の体育館というのかなり大げさですから、今テントだって相当なものですよね。ビニールハウスでだって雪に負けないぐらいですから、そういったもので、あと施設なんていうのは全部生涯プラザにあるわけですから、これは6万平米で十分やれるのかなというような気がしますが、そこはやっぱり余り大ぶろしきを広げますと任期とかかわりがあるようでありますから、検討委員会の答申を待ちながら私の思いも伝えていきたいと思っております。

鈴木良雄議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

午後2時51分 休憩

午後3時12分 再開

鈴木良雄議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

高橋孝夫議員の質問

鈴木良雄議長 市政一般に関する質問を続行いたします。

順位10番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇)

11番 高橋孝夫議員 大変お疲れさまでございます。きょうの質問は、私が最後です、おつき合いをいただきたいと思っております。

私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告をしている3点について順次質問申し上げますので、市長、助役、関係課長の明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、施政方針についてです。

第1点目は、レインボープランの今後の展開策について伺います。

施政方針では、新しい価値をつくり出すまちの項では、「食の安全安心=レインボープラン特区」による農業の活性化に関して、レインボープランの輪を生産者と消費者が一緒になって長井市全体のブランドとして育てていくとされ、自然と調和した美しい環境のまちの項では、ISO14001を実践し、レインボープランの精神に学びながら環境負荷の少ない循環型社会の形成に取り組み、循環のまちづくりを進めてまいりますと触れられています。

このように、レインボープランについては随

所で触れられていますが、平成17年度一般会計予算を見ても、昨年度までは計上されておりましたレインボープラン推進業務委託料が見当たりません。このレインボープラン推進事業委託料は、レインボープラン推進協議会に対する委託料であったことは言うまでもありません。それだけに、私は疑問を感じたところです。

そこで、まず企画調整課長にお伺いをいたします。

平成17年度の予算編成に当たって、担当である企画調整課ではこの部分に係る委託料の予算要求をされたのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

次に、市長に伺います。

第1には、委託料を計上しない理由と背景は何かについて明らかにしていただきたいと思えます。申し上げるまでもなく、これまでレインボープランの具体的な推進について力を尽くしてきたレインボープラン推進協議会を、今後はどう位置づけていくのか、どうなされようとしているのか、考え方をお聞かせをいただきたいと思えます。

私は、市長が提唱されている協働のまちづくりを具体的に進める上で、レインボープランの理念は必要だと思えますし、この間レインボープランを主体的にリードしてきたレインボープラン推進協議会の経験と手腕は今後の展開でも欠かすことはできない大切な部門であり、大事なパートナーと考えますが、あわせて考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

第2は、今後の事業推進は、レインボープラン推進協議会が主体でないとすれば、行政内部でその任務を遂行していくということになるのか、その際の行政内部の推進体制、いわば執行体制はどのようなものになるのか。特に、レインボープランコンポストセンター自体の機械設備の更新時期が迫っていること、あるいは今後のまちづくりを考えると、推進体制は充実を

図る必要があると私は考えますが、構想も含めて考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

第3は、施政方針で触れられています減農薬などの環境保全型農業と生ごみの堆肥、バーク堆肥、畜産堆肥などを土に還元していく循環型農業を実践し、長井市のブランドとして育てていくということの意味合いについて伺います。

この内容は、生ごみ堆肥、バーク堆肥、畜産堆肥をすべて一緒に取り扱い、そこで生産された農産物をレインボープラン農産物というブランドにしていくのかということについてです。バーク堆肥や畜産堆肥を使った農産物であっても、レインボープラン農産物ということで販路を拡大するという事なのでしょうか。そうなるるとすると、この間論議をされてきた認証制度や認証基準などはどうなるのでしょうか。私は、あいまいなものになっていきはしないかとても心配です。市長の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、レインボープランに関連をして農林課長に伺います。16年度から土づくり活性化推進支援事業が展開をされています。新年度予算でも補助金として207万5,000円が計上されているわけですが、大まかに16年度と17年度の相違点について、まずお聞かせいただきたいことが第1点目であります。

第2点目は、私はかねてから土づくりの基本的な部分として考えられる自分の農地の土がどういう状態になっているのかを農業者自身がきちんと把握し、その上で農産物生産に合った土づくりを科学的に進めていくことこそ必要なことと考えていました。そのためには、土壌分析を行うことが必要であります。残念ながらそう簡単ではないようですし、それなりの負担も必要とのこと。具体的には、専門業者へ分析を依頼するという手続などが必要になるわけです。聞くところによりますと、県内では山形県理化学分析センターが山形市にあるというこ

とであります。私は、そこに行政の支援が必要と考えます。農業と業者を結ぶ手助けと分析費用への補助制度の創設などが考えられるわけですが、これらについて検討を始める時期ではないかと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

第2点目は、公立置賜長井病院の今後について伺ひます。

施政方針では、「市内には複数の民間医療施設の立地が進められ、長井病院の経営が苦しくなるのではないかと声を聞くときがあります。しかし、市民の皆さんからすれば一次医療が充実することは、その地域にとってはよい社会、安全な社会であり、素直に歓迎して協力しながら、むしろ三次医療や救急医療は格段によくなってきた中で、一次医療や地域医療に対して公的医療がどうあるべきかを考えていきたいと思ひます」と触れられています。

この考え方は、私はもっともなものと感じたところですが、しかし、昨年9月定例会で佐々木謙二議員が取り上げておられたように、現実に長井病院の経営、いわば財政負担をしなければならぬ長井市にとっては、いつまでもどうあるべきか考える余裕などはないというのが、残念ながら実態であると思ひます。佐々木議員も心配をされておられるように、新年度からはさらに常勤の医師が減少するという状況は、長井病院の経営に大きな影響を及ぼすことは容易に考えなければならないことと思ひますし、その対応をすぐにでも始めないと厳しい状況に陥ることが想定をされます。

そこで市長に伺ひます。

一つは、施政方針で触れている公的医療がどうあるべきかを考えるということをも具体的にごうされようとしているかについてです。まず、どのような機関で考えをまとめていこうとなされているのか。いつまでに結論を出そうとしておられるのか。市長の考えをお聞かせいただき

たいと思ひます。

二つは、その際、市民の考え方、要望などをどう把握され生かしていくかということについてです。ご案内のように、当初計画とは既に大きな乖離が出てきていますし、施政方針で触れられているように市内の一次医療施設の状況もさま変わりしています。その中で、市民の間にも長井病院に対するいろいろな思いや考え方、要望、願望そして期待があることは言うまでもありません。例えば、私も長井で子供を産むことができるように産科や婦人科の設置が求められていると考えますし、夜間であっても基幹病院まで行くことなく長井病院で診察できる体制を整備してほしいといった要望も持っています。市民の長井病院に対する期待あるいは要望などを何らかの形で集約することも必要と思ひますが、市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思ひます。

三つは、医師確保策について伺ひます。市長は、昨年9月定例会の答弁で、病院組合、医療監にきちっと言っていきますと答弁されていますが、その結果はどうなっているのでしょうか。お聞きするところでは、新年度に常勤の医師を確保することはできないということですが、事実はどうなのでしょう。明らかにしていただきたいと思ひます。

同時に、私はいつまでも医療監頼みということでは医師確保は難しいと感じます。具体化するには、違う方策も模索をする必要があると考えますし、その時期が既に来ているとも思ひます。そこで提案申し上げますが、医師確保のために専門のあつせん業者の力をかりることを検討してはどうかと考へます。市長は、公立置賜病院組合の管理者ですが、同時に長井病院の財政負担を受け持つ市長でもあります。財政負担を軽減し、長井病院が地域の公的医療機関として責任を果たしていくためにも決断が求められていると思ひますが、考えをお聞かせいただき

たいと思います。

第3点目は、図書館などの運営体制について、教育長に伺います。

施政方針では、図書館の開館時間や休館日について見直しを行い、暑い季節を涼しいところで親子が本を読む、そして読書のすばらしさを実感できるような図書館を目指してまいりますと触れられています。このことは私も賛成です。しかし、昨日も藤原議員が指摘をされていたように、そのために正職員を2名にし、臨時職員を新たに雇用していくということには疑問を感じます。

一つは、正職員2名体制で、これまで4名で対応していた仕事を十分に賄うことができるかという疑問についてです。申し上げるまでもなく、図書館の業務は、単に蔵書の貸し出しだけではありません。新年度から職員2名と臨時職員6名で運営をするということになるわけですが、その際の図書館全体の業務分担をどうしていくのか。このままでは、2名の職員に相当の業務量と責任が課せられると考えられますが、教育委員会ではどのような検討がなされたのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

二つは、休館日を月曜日として職員はすべて出勤しない計画となっているわけですが、これまでも休館日でないといけない仕事や館内会議などがあったわけですが、それらはどうなるのか。どのようにしてこなしていこうとされているのか、検討結果をお聞かせいただきたいと思います。

三つは、昨年11月2日に臨時図書館協議会を開催しているわけですが、図書館長にもその際の会議録の提出をお願いしたところ、教育長と館長しか出席しておらず、会議録も要旨のメモもない、よって提出できないということでありました。お聞きするところでは、通常の図書館協議会には館長以外の職員も出席していたということですが、今回の協議会には、なぜほかの

職員を同席させなかったのか。配慮した理由をお聞かせいただきたいし、あわせて臨時図書館協議会ではどういった検討が具体的になされたのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

四つは、業務の一つであるシステム運用について、円滑に運用できるかという点についてです。これまで主にシステム関係に携わってきた職員が、新年度からはほかの職場に異動することになると思われますが、その際残った2名で対応できるのかどうか、検討や職員からの聞き取りなどは行われたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

五つは、いただきました勤務表では、土曜日や日曜日そして祝祭日は2名の職員が交替で勤務することになっていますが、休まなければならない場合や、あるいは平日の勤務での午後5時15分以降の勤務体制、そしてその際の取り扱いはどうなるのかについて明らかにしていただきたいと思います。私は、この勤務表では、早晚、乗り切れない事態になるのではないかと心配ですが、なお、教育委員会ではどう判断をされたのか、お聞かせをいただきたいと思います。また、週休日を土曜日、日曜日と定めている規定との整合性をどう図るのかについてもお聞かせをいただきたいと思います。

六つは、この間、図書館内の職員で新年度からの運営体制を検討し、整理したものとありますが、教育委員会では、これについてどのように検討されたのか明らかにしていただきたいと思います。

七つは、アンケート調査結果やいただきました平成17年度図書館運営計画にも示されている図書館本体の大規模修繕、改修についてです。建設から22年経過した図書館は、外壁が剥離し、コンクリート本体まで相当傷んだ状態であり、雨漏りがし、外壁の改修、漏水防止工事の実施が急務であると指摘をされています。また、車で行ってもどこに駐車していいのかわからないのが実

態です。アンケート調査でも、駐車場が狭い、建物の外観が汚い、施設が利用しにくい、建物の中が汚いなどと指摘をされていますが、これらにこたえていく対応こそ早急になさなければならないことと私は考えます。今度、どう改善されようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

この項では、最後に関連をして伺います。

学校に設置されている図書室の運営や指導については、平成15年度から学校図書室補助員を設置し、それぞれの学校の1週間単位で回って指導するという体制をとってきました。私は、大変好ましいことと喜んでいたところですが、しかし、新年度予算の中には、この学校図書室補助員賃金が計上されていないようです。せっかく定着しつつあるものを廃止するのでしょうか。大変もったいないことだと感じます。これまでとかわる新たなものがあればお示しをいただきたいと思いますし、もしかわるものがないとすれば早急に復活すべきと考えますが、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

第4点目は、浄化槽の推進策について伺います。

本定例会に長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例の設定とあわせて長井市浄化槽分担金徴収条例の設定が提案をされています。いずれも大切なことであり、賛成をするものです。私は、その運用に当たって、提言も含めてお伺いしたいと思います。

この事業が、類似をする公共下水道事業や農業集落排水事業のように後年度に借金体質に陥らないようにするためには、その条例の目的を達成するためにも加入者を確実に確保しなければならないとする観点から、以下お伺いをいたします。

一つは、浄化槽の設置及び管理は市が行うわけですが、当然にしてその浄化槽までの工事、いわばトイレ、台所そしてふる場などの改修工

事は使用者の負担となります。そして、それに要する負担は生なかななものではないことはご案内のとおりです。その際の融資あっせんや当該借入金に対する利子補給制度については、公共下水道事業では規定がありますが、この条例ではどうなのでしょう。私は、これらの対応は不可欠と感じますが、建設課長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

同時に、私は高齢者の世帯などでは融資あっせんといっても金融機関が応じないという場合が想定されるわけですが、そういう場合は市の単独での融資制度を策定していくなどの対応が求められると思いますが、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

二つは、既に単独の浄化槽を設置している場合の浄化槽事業への切りかえ促進策について伺います。条例の目的を達成するには、既存の単独浄化槽からの転換を促進していくことが必要であります。その際、転換するには単独浄化槽を掘り返さなければなりません。私は、その際にも転換奨励金、これは仮称ですが、などの措置が必要と考えます。工事費の一部に充当するなり、あるいは掘り返した単独浄化槽の解体処理費に充当できるという制度を創設する必要があると考えますが、これについては市長から見解を伺います。

三つは、地域の集会施設あるいは自治公民館などでの加入についてです。建設課長の説明では、自治公民館なども該当させられるということでありました。私は、その際には分担金や使用料徴収の面で配慮を加えることが必要と考えます。自治公民館などの場合は、使用頻度は一般家庭と比較しても少ないわけであり、同時にその地域のコミュニティーの場でもあることを考えるとき、私は条例に規定している分担金や使用料をそのまま適用させるのでは、負担面になかなか普及しにくいと感じます。いずれの条例でも減免や徴収猶予の規定がありますが、こ

れらに該当していくことで加入促進を図る必要があると考えます。その意味で、減免規定などに適用するよう配慮すべきと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

質問の第2は、地場産業振興センターの運営についてです。

まず、商工観光課長に伺います。

新年度一般会計予算では、地場産業振興センターに対する補助金として、建設費補助金1,047万3,000円、運営費補助金3,866万4,000円、施設修繕費補助金800万円、N T T資金償還補助金550万円、そして貸付金6,600万円、合計1億2,863万7,000円が計上されています。これは、貸付金は行ってこいですから、実質は6,263万7,000円というふうになります。

同時に、債務負担行為が2件提案されています。その一つは、運営資金に対する損失補償として平成17年度から27年度までの11年間で融資総額6,600万円に対する元利償還額、二つは、運営資金元利償還補助金として18年度から27年度までの10年間で融資総額6,600万円に対する元利償還額とされています。このことについては、昨年3月定例会で佐々木謙二議員が質問された内容での対応策であると理解をしています。申し上げました二つの債務負担行為では、来年度以降10年にわたって、今回の貸付金6,600万円が地場産業振興センターが借りかえた同額に対する元利償還額を市が負担するということになると思われます。元利分で約700万円程度になると想定されます。この分が、来年度からは補助金として上積みされることになるわけです。

加えて、商工観光課からいただきました資料によりますと、この間、懸案となっておりました業界負担分の高度化資金残額3億5,297万4,258円については、平成16年3月に高度化資金貸付条件変更承認を受け、償還期限を平成18年度から25年度までの8年間としたと触れられています。このことは、業界負担分の高度化資

金償還残額を長井市が肩がわりして来年度から8年間にわたって償還していくということになるのか、あるいはこの間山形県に負担をお願いしてきた経過からいけば、長井市と山形県とで負担していくということになるのか、具体的にどうなのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

仮に、長井市と山形県とで折半して償還するというになれば、来年度から長井市は年間約2,200万円の負担が加わることになると思われますが、そういう解釈でいいのか。そして、これも業界負担の金融機関借入れの残額9,888万3,499円の償還も長井市が負担することになるとすれば、さらに年間約1,200万円程度の負担が加わることになると解釈してよいのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

仮の話で申しわけありませんが、そうなれば来年度からは6,600万円の元利償還分約700万円、高度化資金分約2,200万円、金融機関分約1,200万円、合計4,100万円もの補助金というか負担が増加することになると思われます。まだ、確定ではないものもありますから一概に断定することはできませんが、こういう状況になる可能性は高いと私は感じます。

そこで市長にお伺いいたします。

昨日の質問でも触れられていますように、財政運営が本当に厳しい中で、市民、職員にも我慢をいただいているという状況下、地場産業振興センターの補助金や負担が増大するという事態をどのようにとらえ、対処なされようとお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、さきの県知事選挙の結果、知事が交替をしたわけですが、この間の県との協議、そしてその内容については遵守されるのかどうか、見通しについてもお聞かせをいただきたいと思います。

次は、今後の対応について市長に伺います。

私は、今後のこれらに対する財政支出は、市民の理解と納得が不可欠と考えます。そのために、私は、一つはこの間の第三セクター方式での判断の誤り、見通しの欠如については率直に認め、責任の所在を明確にし、総括をすること。二つは、その上で、経過をつぶさに明らかにしながら、この間、長井市がとってきた対応策について理解を求めること。三つは、単に地場産業振興センターに対する補助金等を今後も上乘せをしていくということではなく、地場産業振興センターの今後のあり方については、継続するならば運営費補助金の低減策を示すこと。それができないとするならば、廃止あるいは民間への移管なども含めて方向性を明確に指し示すことが必要であり、行政としては積極的に説明責任を果たしていくことが求められていると思います。市長の見解を伺いたいと思います。

いただきました資料によりますと、地場産業振興センターに対するこれまでの補助金は、平成16年度末で建設費補助金、運営費補助、事業費補助金、施設整備補助金、合計16億8,947万8,803円という膨大な額になっています。この上さらに、延々と運営費補助を続けていくということにはならないと私は思いますし、明確に判断する時期にあると思います。少なくとも、建設当初から言われ、抱え続けてきた課題については、ようやく終盤を迎えようとしている時期であるとも思います。来年度までの1年間で今後の方向性を見きわめ、明確なそして誤りのない判断をしていくことが私たちの責務と感じます。このことも含めて、市長の見解を求めたいと思います。

質問の第3は、職員的能力を向上させる施策について、助役に伺います。

施政方針でも触れられているように、一挙に全面的にとは言えないままのスタートという内容のものであります。私は、るる申し上げたいのですが、この項では、ちょっとはしよります

が、今回の改定の目的と位置づけについて助役から示していただきたいと思います。

今回しなければならぬという根拠について、私は外的にはいろいろな要因を持っていると感じています。それらと照らし合わせてどうなのか。あるいは、長井市がこの間手本としてきた羽咋市の計画、これはまさに人材育成の一環で、評価制度も含めたトータルな制度としているわけですが、それに比べて今回の長井市の改定は、その一部にしかすぎないのではないかという点についても明らかにしていただきたいと思います。

第2点目は、能力向上のための施策について伺います。

市長は、チャンスが平等で努力が報われる社会や制度が必要と言われます。しかし、実態はどうでしょうか。長井市の場合、財政再建中ということもあり、この間、職員の出張や研修への旅費が極端に削減されたままになっています。これで能力が培われたり開発されるということは考えられません。また、庁内にはパソコンが入り、庁内LANやインターネットなどによる情報収集も行われています。しかし、実態は管理職やほかに数台が配置をされているだけで、職員一人一人への配置はまだ先のこととなっています。勢い、個人でパソコンを購入し自前で情報収集するという手段に頼らざるを得ないのが実態です。残念ながら、チャンスは平等となり得ていません。

私は、まず、こういった点での予算化や環境整備こそ先なのではないかと感じます。特に、研修などの旅費についてはきちんと予算化をすること、このことでまちづくりを進める担い手である職員的能力向上につなげることは不可欠と考えます。このような環境や条件整備をどのように進めるのか、助役の考え方を伺いたいと思います。

なお、この件については、11日に開催予定の

常任委員会に付託をされており、私もその一員として審査をすることになっております。当日は、ぜひ助役の出席を要請をいたしまして、議論をしたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 高橋議員のご質問にお答えしながら、私の考えも述べさせていただきます。

まず、レインボープランについてであります。この安全安心な取り組み、農産物づくりと参加農家の拡大に取り組んでこられたわけでありましてけれども、この10年間で余り伸びておりません。参加農家は40から50件といった状況であります。日曜市や直売所による新たな販路開拓等もしていただきましたけれども、担い手農家等の参加が得られない、あるいは生産物の拡大等でまだまだ課題は山積していると思います。

私は、長井市の安全安心な農産物生産、これは生ごみ堆肥だけではなくて、畜産堆肥や伐採木の堆肥などの有機物の資源を土に還元して利用していく、長井市全体で環境保全型農業を進めていく、そして循環型農業を進めていくということにしていくのが必要なのではないかとこのように思っております。西根農協等にも、東京の生協等からも相当の米の注文等が来ているというようなお話もお聞きしておりますし、私はこういった環境保全型農業そして循環型農業、顔が見える農業、こういった農業の長井市の信頼が徐々に高まっていると、これがレインボープランの一番の私はブランドだと思っております。

個々の生産について、認証等についてどうするかは、特区等でも議論をしておりますが、だれが一体するのか、どういうふうにするのか等について、これまでも15年ほど議論してきましたけれども、それは確たるものではありません

し、そういったことを事細かに枠にはめて、そしてこうでなければいけないというようにするから逆に生産者が広がらないというようなことだと思っておりますので、大いにやっぱり担い手の皆さんやJAの皆さんや、あるいは特区等での新たに参入される皆さん等も環境保全型であり循環型であり、しかも顔が見えると、伊佐沢の直売所なんかがそうですね。町田産建委員長からは内子のお話をお聞きしましたが、これだっただけでいいでしょう。やっぱり、そういった生産者がしっかり見えると、最終的にその人に信頼があるというようなところで、その人なり地域なりに信頼があって、私は農産物というのは売れていくものだということに思っておりますので、参加していただけるような今後にしていただきたいと思っております。

レインボー関連でいえば、維持修理関係でコンポスト2,400万弱、それから収集でも1,200万と、さらに専従の職員が3人いるわけでありまして、十分に、他の事業以上に市としては応援をしているわけでありまして。あと、いわゆる会議費みたいな30万というのは、それはやっぱり運営費でありますから、それは実際の事業ではありませんので、そこはもうそろそろ自立をしていただきたいと。できれば、ここはやっぱり視察の謝礼とか、あるいは代表して講演をした皆さんの講師の謝礼とか、そういうものも明らかにに入れていただいて、あるいはNPOにさせていただいて、そして経理を明らかにしていただく。そういうのが、私は今後ではないかというふうに申し上げておりますし、そういう判断をさせていただきました。

次に、公立置賜長井病院の今後についてであります。

これは、公立置賜総合病院及び長井病院の今後については、病院組合を中心に議会等でもいろいろ議論をなされているところであります。そういった地域計画なり、いろいろな現状の研

修医制度での医師不足等に、まずしっかりと対応をしていくことだと思っております。ただ、専門のあっせん業者をどうだとか、そういうふうに私は思ってはおりません。やっぱり、それは自力でやっていかなければならないわけでありまして、専門のあっせん業者でそんなものがぼんと出てくるなんていう状況には私は全然ないだろうと思っておりますから、そういった意味で私は公立置賜総合病院全体で議論をしながら、サテライトのあるべき姿、さらに医師確保についても取り組んでまいりたいと思っております。

浄化槽についてであります。単独浄化槽を使用している皆さんの場合には、家庭の雑排水を直接水路などに流れ込むこととなりますので、水質浄化を図るためにも早期に単独浄化槽から、この高度処理の浄化槽に切りかえていただきたいと思っております。従来の個人型設置浄化槽は個人負担が多くなかなか合併浄化層への切りかえが進みませんでした。今度の市町村設置型の合併高度処理浄化槽事業により個人負担の軽減も図っておりますので、単独浄化槽からの切りかえの促進ができるものだと思っております。具体的な金額については、建設課長から申し上げたいと思っております。

公民館などの減免措置についても、こういう減免規定がありますので、これは今後検討していきたいと思っております。

次に、地場産業振興センターについてであります。

地場産業振興センターは、長井市が責任を持って運営をしていくというものだと考えております。確かに、建設資金業界負担分の償還が平成18年度以降発生するわけですが、負担を約束した協同組合が破産をしております。建設資金の借入れは地場産業振興センターが行っておりますので、償還せざるを得ないというふうに考えております。しかしながら、建設

時の経過等も踏まえ、県に対しても支援をお願いをしているところであります。

知事が交替したから大丈夫かということではありますが、お互いに公的な立場で話し合いを進めてきたところでもありますから、これまでの協議の内容はご理解をいただけるものと考えております。また、知事を初めとする県の執行部の皆様とも日程をとってお会いできるようにしたいと、これまでの経過についてもご理解をいただくように努力をしてまいりたいと思っております。

総括という話ですが、地場産業振興センターの建設は、当時の経済人、市民の皆様の要望等を入れて建設したものであります。また、建設に当たって県のご指導もいただき、地域のシンボルとなるような施設をつくってきたところでもあります。その後、負担を約束した協同組合やその中核企業の破産といった不幸な出来事がありました。T A Sは長井市の中核施設として今後も運営をしていかなければならないと思っております。

今後にきちんとした検討をとということでありますが、地場産業振興センターの運営は、T A S全体の運営を考えた上で検討する必要があると思っております。T A S検討会議を設置して、これまで検討を行ってまいりました。そこで、今年度はどうしても施設修繕分が緊急に必要だということで、そこを検討したわけであります。来年度以降もT A S全体の運営方法のあり方について検討を深めてまいりたいと思っております。

廃止あるいは民間、方向性というお話ですが、これは、地場産業振興センターは施設の管理運営業務、地場産品販売推進業務、地場産業振興にかかわる業務を行っております。地場産品販売促進業務につきましては、関東致芳会や長井高校同窓会などへの営業活動、独自のギフト商品の開発、ふるさとの味を楽しむツアーなど、実験的な事業も行っております。地場

産業振興につきましては、西置賜製造業強化事業等を実践して、技術相談窓口の設置、産学提携を推進する異業種の交流サロンなどの取り組みを行ってまいりました。今後も、地場産業振興センターとして期待されるような事業を積極的に展開していくべきだと思っているところであります。

残余の質問につきましては、助役、教育長及び関係課長から申し上げます。

以上です。

鈴木良雄議長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 給与制度にかかわって2点ほどご質問がございますので、お答え申し上げたいと思います。

初めに、給与改定の目的と位置づけはという形でのご質問でありますけれども、この給与制度の改革につきましては、12年度に策定いたしました行財政改革の実施計画に基づいて実施しているものでございまして、プロジェクトをつくりながら鋭意協議をしてきたところでございまして、その目的とするところは、やはり公務員の給与の原則である職務級の原則と、これを徹底させるということが大きな目的でございます。さらに、その職員のアンケートの中でも出てきておりますけれども、一つの級に多くの職が混在することへの問題点という形で指摘されまして、これを見直しを図るべきだという意見もありましたので、これについて改定を図るという状況でございまして、この結果、やっぱりやる気と頑張りが反映できる給料表というものについて改正をすところでございます。

100%ではないのではないかという感じの質問でございますけれども、確かに100%ではございません。100%を待って実施するということについては、私は行革を先送りすると、そのものであるということをとらえておりまして、まず、やるべきものからやっていくという形で、これをスタートさせるということでございます。

プロジェクトについては、これからもずっと継続させて協議をしていきたいと思っておりますので、その中でいろいろご指摘ありました人事評価なり、それから職員のいわゆる教育の基本計画とか、そういったものを検討していきたいなと思っております。

2点目についての職員能力の向上ということでありまして、確かに議員ご指摘のとおり今、財政再建期間中という形で職員の研修の旅費等々については削減をされているという状況でございまして、議員の皆さんから全国各地の先進的な例というものをいろいろご提案ありますけれども、やっぱり職員が生でその現場を見て、聞いて、そして行政に生かすということが大事だと思っておりますので、なかなか17年度で行革が終わって、すぐ18年度から財政から好転するということにはなかなか難しいと思っておりますけれども、そういったことについて配慮をしていきたいなと思っております。ただ、基本的に、能力開発というものについては、やっぱり職員がみずからやるというのが基本でございます。いわゆる自己啓発というのが大事でありますので、職員の方は自己啓発をしようという意思はあるんですけれども、なかなかそこに踏み出せないという職員もおりますので、そういった自己啓発ができるきっかけ、動機づけというものについても、ぜひプロジェクトの中で協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

鈴木良雄議長 大滝昌利教育長。

大滝昌利教育長 お答えをしたいと思います。8点ほどご質問ですので、順次お答えをしたいと思います。

まず、1点目ですが、これまでの業務分担は4名の正職員で分担していました。来年度から減員になる2名分については、業務内容の精選を図りながら、主に館長が担当し、ほかの正職員の業務量を極力ふやさないような業務分担を

考えているところです。臨時職員が仕事になれてきた段階で、館長、正職員が責任を持つ体制で臨時職員の方にも仕事をやってもらう方向に進めたいというふうに考えています。幸い、応募している方の中には司書の資格を持つ経験者もいますので、そういう体制も可能でないかと思っていますし、教育委員会の検討の段階でも館長の方からは可能との考えを聞いているところです。

2番目ですが、休館日でないとできない仕事もあるということで、休館日は正職員1人は出勤するローテーションになっています。ただ、休館日のたびに出勤する必要があるのかどうか、これも検討をしたいというふうに思います。館内会議についても、月1回は休館日の半日くらいでできるような勤務ローテーションを組めるのでないかなというふうに考えています。

3番目ですが、別に他意はありません。私は、いつもそういう体制の会議だと思っていたものですから、違和感もありませんでしたし、別に秘密裏にしなければならない会議でもないというふうに思いますので、私がメモをとっていますので、会議の結論についてお答えをしたいというふうに思います。

11月2日に図書館協議会を行ったところですが、来年度からの運営の方向は的確に位置づけられている、というのは開館時間の延長とか、開館日数の拡大またはレファレンスサービスの向上、移動図書館の学校の要望に対応する運行ということでのことです。2点目ですが、もしも全面的な委託ということを考えるのであれば慎重に検討してほしいというような考え方も出ていました。あと、臨時職員の継続的な雇用ができるような保障も必要でないかと。毎年かわるようでは困るというような考えも出てきました。あと、公立図書館としての役割、機能など、質的な面でマイナスにならないような職員の研修も必要であるというような話が、その

場では出ていたところです。

4点目ですが、職員とも十分話をしました。システム導入時は、館長と司書と佐藤技士と3人がかかわってきたので大丈夫でないかという前館長の話ですが、まだ完全に習得していないということでした。その後も何回か職員とも話し合っていますので、今年度中にマスターしてほしいということをお願いしてはきてはいます。3月末から研修も予定していますので、その折も実技研修はできると思いますし、マスターしていただかなければならないなというふうに思っているところです。

5点目ですが、今年度も、現在の勤務割でも月1ないし2回、正職員がいない日や時間帯もあるということです。土曜日は、できるだけ館長が出勤し、臨時職員だけになる日を少なくした勤務ローテーションを組んでいきたいというふうに思います。突然の休みというのはだれにでもあるわけですので、緊急時の連絡体制をきちんとして対応したいと思っています。時間外については、当分の間、館長と正職員が交互に定時職員等を指導しながら対応するようにしたいと。正職員の方は、時間外手当で対応するようになります。土日の休みとの整合性についてということですがけれども、正職員の方は、ある期間を過ぎて臨時職員の方がなれてきた段階では土日は休んでもらうようなローテーションになっていますので、ただ、館長にはちょっと目をつぶってもらわなければならないのではないかなというふうに思います。

6番目ですが、職場の方からはいろいろ問題点が指摘されました。私は、九つほど職場の方から問題点を出されたわけですがけれども、教育委員会としての考え方を一つ一つ組合交渉のときにも話をしたところです。話をしています。

7番目の今回の運営の見直しというのは、質的な低下を来さず住民サービスの向上ができて、しかも将来的には人件費の削減ができるという

ことで、その削減された経費は図書購入費の増額、来年度に向けて50万円ほど増額になっています。B M車の購入とか図書館外壁改修、または周辺整備に回してほしいというのが教育委員会の考え方です。社会教育委員会等でも、いろいろ検討しながら計画をつくっていききたいものだというふうに考えています。

最後の学校回りの図書司書ですか、これは今年度緊急雇用対策で雇用しておいた職員ですが、今年度で終わりですので、来年度は図書館に配置してほしいということで予算要求をしたところでしたが、財政課の方では臨時職員6人で対応できるという査定でした。臨時職員の仕事のなれの状況を見て、5人体制でローターが組めるようであれば1人を学校の方に回すというような形ができるようであれば、可能であればそういう方向で検討したいというふうに思います。各学校ともいろいろ話し合っているところですが、学校によっては、やっぱり図書館ボランティアでの対応ということも考えているようですし、高橋議員ご指摘のように、できれば学校回りの司書というのはおった方が学校にとってはありがたいということで、なお、図書館内部でも検討をしてみたいというふうに思っているところです。

以上です。

鈴木良雄議長 中井晃企画調整課長。

中井 晃企画調整課長 レインボープラン推進協議会に関します17年度の予算要求でございますけれども、16年度の委託料と同額の30万円を予算要求はさせていただいております。

鈴木良雄議長 梅津和土農林課長。

梅津和土農林課長 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

私に与えられました質問は2点だと思います。

一つにつきましては、土づくり活性化推進支援事業の16年度と17年度の相違点ということでございますが、これにつきましては、堆肥供給

農家への補助額が半額になったという点でございます。

続きまして、土壌分析の関係でございますけれども、これにつきましては専門的な土壌分析になりますと、先ほど議員おっしゃいましたように山形県の理化学分析センター等になるわけでございますけれども、窒素、リン酸、カリ等の3要素につきましては、西置賜の普及課でも検査をすることが可能だというふうなことでございまして、現に、この辺の大規模な農家それから農業組織につきましては、その3要素の分析を依頼しているというような現状がございます。

また、J Aにつきましては、土壌分析、3要素の分析装置は持ち合わせていないということでございますが、野菜の農薬の出荷前検査の装置、キュウリ等が有名といいますかちょっと話題になったわけでございますけれども、それについての農薬の検査装置はJ Aの本店に備えてあるというふうなことでございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。

まず、融資あっせんの制度からでございますが、融資あっせんにつきましては公共下水道事業、農業集落排水事業と同等の融資あっせん制度を設けたいというふうに思っております。価格についても同様でございます。

二つ目は、単独浄化槽の切りかえの推進策というようなことでありますが、先ほど市長からお話いただきましたように、今までですと個人負担が56万円、これは基準事業費からいきますと56万円の負担が伴いますが、新たな浄化槽事業でいきますと負担金で16万円というふうなことになりますから、大分軽減が図られるというようなことで推進策が図られるということになるかと思えます。

ただ、単独浄化槽につきましては、ある程度宅地に余裕のある方につきましてはそのまま、

いわゆる埋め殺しにしまして新たに設置して切りかえるというのが一般的だと思いますが、ただ、余裕がない宅地についてはその場の設置になりますから、これは新たに設置する場合も掘削が伴いますから、掘削の工事の方である程度お手伝いできるのではないかというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

あと、最後に公民館の減免関係であります、17年度から川原沢、草岡、五十川地区に特環、特定環境保全公共下水道事業が取り組むことになっておりますので、公共的施設の分担金などについては、公共下水道事業の減免規定がございますので、その減免規定をもとに浄化槽事業についても検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

鈴木良雄議長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 地場産業振興センターの建設資金についてお答えを申し上げたいと思います。

建設資金につきましては、高度化資金、市中金融機関からの借入金の二つになってございまして、平成17年の3月末、今年度の末ですが、の見込みで、高度化資金につきましては、これはいわゆる民間からの負担を約束された分、業界負担分と呼んでおりますが、その分が3億5,297万4,258円、市中銀行からお借りした分が、市の分が平成18年度まで残っておりますが、その分が2,578万8,258円、業界から負担分ですが、9,888万3,499円で、合計1億2,467万2,309円でございます。高度化資金、市中金融機関の両方の資金を合わせまして、全体で4億7,764万6,567円残っているところでございます。

このうち高度化資金につきましては、先ほど高橋議員のお話のとおり、平成16年3月に変更いたしまして、平成16年から平成25年までの間に償還を延ばさせていただきました。ただし、

平成16年度と17年度は償還額をゼロにさせていただいて、発生するのは18年度からということで、18年度からについては4,778万6,000円の償還額というふうに償還計画をつくらせていただいております。この額が平成23年度まで続きまして、平成24年度が4,779万200円、平成25年度が1,846万8,058円というような計画となっておりますのでございます。

金融機関からお借りした資金につきましては、平成16年9月に変更させていただいております。このうち市のいわゆる地場産の分につきましては18年度で終了いたしますが、いわゆる業界負担分につきましては平成18年度が1,236万1,600円の償還額でございます。この額が平成24年度まで続きまして、最後の平成25年度が1,235万2,299円というふうな償還計画になっているところでございます。この部分につきましては、先ほど市長からもございましたとおり地場産業振興センターがお借りしているというふうなことでございますので、地場産業振興センターが償還しなければならない額でございますが、先ほど市長からございましたとおり県の方にも支援をお願いしているところでございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 答弁いただきまして、それぞれありがとうございました。

違う機会でも、また、させていただきます。終わります。

散 会

鈴木良雄議長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は明日午前10時といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時15分 散会